

## 法科大学院の各種基本方針

### I 法務研究科として求める教員像

- ① 問題解決能力を学生に修得させる十分な教育能力を備えている。
- ② 少人数教育に相応しいきめ細かな教育を実施する十分な教育能力を備えている。
- ③ 十分な教育能力を裏付ける豊富な研究業績・研究能力または実務経験・実務能力を備えている。

### II 教員組織の編制方針

- ① 問題解決能力を学生に修得させる少人数教育が実施できるように、十分な教育能力を備えた専任教員を適切な人数配置する。
- ② 法律基本科目の各分野ごとに、十分な教育能力を有する専任教員を配置する。
- ③ 展開・先端科目の諸分野に、十分な教育能力を有する専任教員を配置する。
- ④ 理論と実務を架橋する法曹養成教育ができるように、豊富な実務経験を有する専任教員を適切な人数配置する。

### III 学生支援に関する方針

- ① 学生が授業時間のほかに教員から十分な指導・助言が受けられる体制を整備する。
- ② 学生が学習方法や進路選択等について適切な指導・助言が受けられるように、トータル支援制度を整備する。
- ③ 学生に対する経済的支援のため、奨学金（給付・貸与）の制度を充実させる。
- ④ ハラスメントなど学生生活の相談に対応できる体制を整備する。
- ⑤ 身体障がいのある学生が十分に学習できるように配慮した施設を整備する。

### IV 教育研究等環境整備に関する方針

- ① 問題解決能力を備えた法曹養成に相応しいカリキュラムを編成して、授業を実施するとともに、教室、自習室、図書室など、学生が十分に学習できる施設を整備する。
- ② 社会人が就業しながら十分に学習できる環境を整備する。昼夜開講制を実施し、都心にサテライトを設置する。
- ③ 教員の研究活動の基盤となる、研究室、図書室などの施設、学内外の研究費支給制度、研修制度などを十分に機能させる。
- ④ 研究コンプライアンスの体制を整備する。
- ⑤ 教員が研究時間を十分に確保できるように、教員の授業等の負担が過大なものにならないように配慮する。